

## 第 1 1 5 回

### 京都市大規模小売店舗立地審議会

## 議 事 録

日 時：平成 23 年 4 月 25 日（月）

午前 9 時 58 分～10 時 53 分

場 所：ビル葆光（ホーコー） 4 階 自愛

## 開 会

●事務局（高見課長） 本日は月曜日の朝から、大変にご多忙中にもかかわらず、委員の皆様方にはご出席を賜り誠にありがとうございます。

審議会を開催する前に少々お時間をいただきまして、このたびの本市の人事異動の報告をさせていただきます。堀池商工部長が都市計画局歩くまち京都推進室長に異動となりまして、新たに山本商工部長が就任いたしました。今後ともよろしくお願い申し上げます。また、高見・高山・津島は引き続き事務局を担当させていただきますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。それでは山本商工部長からご挨拶を申し上げます。

●山本部長 皆様、おはようございます。新たに商工部長に就任いたしました山本でございます。行財政局のほうから転任してまいりまして、行財政局のほうでは人事関係の仕事を長くやっておりました。産業観光局の関係では観光の分野に関わったことがございます。久しぶりに戻ってきたという感じをもっております。

当委員会の先生方におかれましては、日頃から京都市の産業観光行政に大変なご理解、あるいはご協力を賜っておりますことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

京都市では大規模小売店舗の出店にあたりまして交通の問題、あるいは騒音、景観、いろいろ重要な課題が多いという状況でございます。また、地域住民の方々の意識も非常に高いという地域事情を抱えております。この審議会ではこうした課題に1つ1つ、丁寧に、また専門性の高い内容のご審議をいただいてきたところでございます。厚くお礼を申し上げます。またお蔭様をもちまして、これまで立地法の適正な運用が図られてまいったというところでございます。またこれも重ねて御礼を申し上げます。

最近消費上昇という情勢にある一方で、震災の影響で消費のマインドが非常に広く冷え込んでいるという状況にあります。こうした環境を1つ大きく捉えて、新たな事業展開を目指す事業者の方々からの相談は減っておりません。今後とも新規の案件が出てまいりますものと考えております。キリン工場跡地の活用につきましても今後の案件として上がってくるものと考えておりますので、今後とも立地法の適切な運用を受けまして、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（高見課長） それではただいまから、京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の方々のご出席状況でございますが、7名の委員のご出席を賜ってございます。辻委員、石原委員、山田委員はご欠席です。したがって、京都市大規模小売店舗立地審議会条例第5条第3項の規定に基づきまして、本審議会が有効に成立しているこ

とをご報告いたします。

それでは審議にあたりまして、改めまして山本商工部長からご挨拶させていただきます。

●山本部長 本日は、高島屋京都店の答申案の検討でございます。これにつきましてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。また前回の審議会でご報告申しあげました、大規模小売店舗における来店客用駐車場の設置基準につきまして、先月行いましたパブリック・コメントの結果報告をさせていただきたく存じます。

なお、今回広く意見を求めました自動車分担率を引き下げる新たな基準につきましては、パブリック・コメントの結果を踏まえつつ、私ども事務局の作成案でご理解をいただけると判断しましたことから、今月 20 日に広報発表をしておりますことをご了承いただきたく存じます。

●事務局（高見課長） それではお手許の資料の確認をさせていただきます。お手許には審議会次第、資料 1「高島屋京都店 答申案」、資料 2「立地法に係る計画一覧」、以上を資料としてご用意しております。また別途席上配布資料といたしまして、「大規模小売店舗立地法に基づく必要駐車台数の引下げ（案）に対する市民意見について」を準備してございます。また、「6 月の日程調整表」も併せて置かせていただいておりますのでご確認願います。もし、過不足等ございましたら事務局のほうにお申付けください。

報道関係者、傍聴の方用には、後ろのほうのテーブルに本日の閲覧資料を備えておりますので参考にご覧ください。それではこれより審議会を始めたいと思います。市川会長、よろしくお願いいたします。

## 議 題

### 1 平成22年10月届出案件

#### 「高島屋京都店」に係る答申案検討

●市川会長 では、これより第 115 回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。議題 1「平成 22 年 10 月届出案件 高島屋京都店」の答申案の検討です。答申案につきまして事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは事務局からご説明申し上げます。資料をおめくりいただきまして資料 1 の 1～3 ページが答申案でございます。前回の審議会での検討状況を踏まえたうえで作成しております。前回の審議会では、今回の変更内容について特に問題がある、支障があるというご指摘やご意見はなかったと考えている次第でございますが、従前からの課題である河原町通における渋滞につきましてご意見をいただいたという理解をしております。

高島屋京都店の店舗内駐車場の運営に関します本来望まれる姿につきましては、前回の審議

会でもご説明申しあげたところではございますが、今回の変更内容に関します議論が、変更前の店舗周辺における生活環境へどのような影響を与えるか、与えないかという枠の中での議論にならざるを得ないということから、望まれる姿の議論そのものがその枠を超えるものになるというご説明を申しあげたところでございます。事務局といたしましては、繰り返しになりますが、一応のご説明を申しあげたという前提に立ちつつ、今回の答申案を作成させていただきました。

こうしたことを踏まえ、今回の変更届に関する答申につきましては、特に意見がないとしておりますが、河原町通における来客車両が関わる交通渋滞につきましては、現在におきましても、必ずしも良好な状態とは認め難いのは事実でございます。ただ、事業者におきましては稲荷町パーキングの利用を昨年9月から停止したことを契機といたしまして、駐車場利用の抑制と駐車場の分散化促進について、従前になく前向きに、積極的に取り組もうという姿勢を示しております。事務局といたしましては、こうした状況を事態の好転につなげたいという思いがございまして、前回の審議会以降、事業者に対しまして、積極的かつ継続的な具体的取組として、公共交通機関の一層の利用促進はもちろん、隔地駐車場の利用促進と渋滞長の縮減策について協議を何度かしてございます。こうした中で、事業者としても新たな取組について検討、実施に向けて動き出そうという状況になってきておりますし、前回審議会で受けたご指摘についても事業者として真摯に受け止めたいという意向を聞いております。

そのため現状における課題、従来からの渋滞につきましては確実に事業者には今後とも伝えてまいります。文面として記録に残すものとしまして、前向きに取り組む事業者の姿勢を継続するというのを改めて認識してもらうために、付帯意見を作成した次第です。

少し前置きが長くなりましたが、ご説明申しあげます。1ページでございますが、まず2の「法第8条第4項の規定による市の意見について」では、今回の主な変更内容につきましては地域の影響は少ないと判断しますとしております。

答申理由ということで2ページから先にご説明申しあげますと、「現在の状況」につきましては、立地の状況並びに従来からの交通対策を確認しております。本件に関しましては、隔地の契約駐車場を含めて988台の収容台数を確保しております。従前の変更経過をたどりますと、店舗増床に伴いまして平成13年7月30日の自主的対応策におきまして、自営駐車場の入り待ち渋滞の解消、契約駐車場を確保することによる駐車場の分散化、公共交通機関の利用促進策を掲げてございます。

今回の変更は、契約駐車場であった稲荷町パーキングの契約解除に伴う、既存駐車場の台数見直しと新たな駐車場の確保ですが、昨年9月1日から運用をすでに開始し、駐車場の出入口の増と変更は実施されております。なお、駐車場の位置の変更につきましては、従来からの駐車場の分散化の取組に与える影響は少ないという理解から軽微認定を行っております。

「説明会の状況」につきましては、今回、急遽稲荷町パーキングの契約解除となりましたので、駐車場の利用に関します混乱を回避するとともに、変更内容を迅速かつ広く周知するため、

新聞広告や周知ビラを通じて来店客に知らせることが望ましいという判断の下、説明会不要認定を行ったところでございます。なお、「意見書」の提出はございませんでした。

4 番に「審議会の見解」としてまとめた内容を書いてございます。今回の変更内容は、契約駐車場の契約解除に伴う台数減を、駐車場の分散確保を図ることを目標として、既存駐車場において台数減分と同数を確保するという形ですでに実施されております。設置者におきましては、隔地駐車場により不足の大部分を確保すると同時に、自営駐車場の台数増もあることから、駐車場利用料金の見直しによりまして駐車場の利用抑制と、駐輪場の再整備を通じた自動車利用からのシフトを図っているところでございます。

さらに公共交通機関の利用促進のため、色々なキャンペーンを事業者が自主的に実施し、渋滞の緩和に資する取組を行っております。平成 22 年 9 月から断続的ではございますが、交通整備員の増強を図るとともに、監視カメラの設置を含めた管制センターの機能強化を通じて機動的な交通誘導に努めるという形になっています。

この内容につきましては前回の審議会に写真でも提出しましたとおり、事務局としても状況を確認したところでございますので、今回の変更内容につきましては悪化させる影響は少ないと判断しております。その一方で、平成 13 年から河原町通の来店客による駐車待ち車両の解消に向けた継続的な取組を求めてきたところでございます。今回の変更によりまして、店舗周辺の駐車場は自営駐車場が主たる駐車場になることから、「歩くまち・京都」の実現に向けたより積極的な取組といたしまして、公共交通機関の一層の利用促進に加えて、隔地駐車場の利用促進や、交通誘導の強化による入庫待ち渋滞長の縮減といった取組を実施することが望まれるとともに、定期的な状況報告が望まれるという形にまとめてございます。

最後の部分は、お戻りいただきまして 1 ページの 2 の「なお」以下と同じ内容でございますが、ここの部分を先ほど申しあげました付帯意見という形で伝えるということで、事業者に対しては一定の報告内容を求めていこうと考えてございます。前回の審議会でもご報告いたしましたとおり、昨年 9 月から取り組んでいるところでございますので、ちょうど 1 年間の期間を見たうえで、全体の流れを見た状況から駐車場の利用というものを見ていく必要があると考えます。今後、毎月の状況につきまして報告を確認し、1 年間を通してどうであったかということを含めた報告というのを求めていこうと考えております。

この件については事業者としても別途報告したいと申しておりますので、その内容等、報告の仕方も含めまして、事務局として調整させていただきたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

●市川会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

●宇野委員 どうもご説明ありがとうございました。1 点、私のなかでも特に代替案があるわけではないのですが、少しコメントさせていただきたいのは前回も質問いたしました隔地駐車

場の問題なのです。

今回、資料１の１ページの２，下から３行目にあるのですけれども、今回具体の駐車場で見ますと四条烏丸を一筋北に上がったところの駐車場とか、そのあたりはおそらく大丸の駐車場も兼ねていると思われます。そうしますと、隔地駐車場の利用イコール解決かというところとちょっと引っかかるところでして、隔地駐車場利用促進であってもかえって別の集中を招く危険性があるのではないかと。特に大丸さんなどの駐車状況を、烏丸通の状況などを見ても多少気になる場所ですので、そのあたりはどう表現していただくのか。これは表現の問題で、お考えの場所の趣旨は賛成するのですけれども、こう書いてしまうと隔地にすればすべてオーケーというように読み取れる危険性がございますので、そのあたりだけ工夫をいただければということです。

●市川会長 それは文章上の表現を変えて、隔地だけが解決策ではないということを盛り込んでいくと。

●宇野委員 趣旨としては「公共交通機関の一層の利用促進」というところに自動車抑制という趣旨が入っているのですが、自動車利用の抑制ということをはっきりまず謳っていただいたうえで、駐車需要の分散という形で、２段階で、まず総量を落として、そのあいだに出てきてしまった駐車需要はある程度分散化していかざるを得ないというような趣旨を、もう少し明確にさせていただくほうがよろしいのではないかと思います。隔地駐車場に駐車需要を付け替えれば高島屋の問題が解決したかという点、それを別のところにもっていつている危険性があるものですから、その点だけ。どうしてもこの文章は表に出ますので、そこだけ盛り込んでいただければと思います。

●事務局 先生のご指摘を踏まえまして、例えばでございますが、「公共交通機関の一層の利用促進に加えて、駐車場の利用抑制を踏まえた隔地駐車場への誘導」というような文言では、いかがでしょうか。

●宇野委員 そのあたりはまたご検討いただけたと思いますが、まず、どこまで自動車利用の抑制といえるかというところがあるのですけれども、それがまずあつて出てきてしまった需要をどう分散するかという話かと思っておりますので。ですからいちばんいいのは、「公共交通機関の一層の利用促進による自動車利用の抑制と、それに加えて、駐車需要の分散のための隔地駐車場の利用促進」というような言い方かなと個人的には思っています。

●市川会長 ほかにご質問、ご意見はいかがでしょうか。

●松井委員 前回かなり厳しい意見を申しあげてしまったと思うのですが、前に軽微な変更されたときも話題になったと思いますが、1ページ目の2の項目の「本変更計画の実施により」という部分があるがゆえに、なかなか意見としていいづらいということが出ていたかと思います。それはそうかもしれませんが、ただし、もしも付帯意見として書くのであれば、下から2～3行目なのですから「交通誘導の強化による入庫待ち渋滞長の縮減」ではなくて、「入庫待ち車両の解消」と書くべきところではないかと思うのですが。

●事務局 本件に関しましては、望まれる姿をどのように踏まえていくかという議論になって参るかと考えます。事業者が少しずつ実施していくことを認めはするけれども、それでオーケーという訳ではないので、今やっていることあるいはやろうとしていることをさらに進めていくのだということを、事業者に対して示しつつ、さらに踏み込む姿勢を事業者から引き出すための表現として考えた次第です。取組みに関する事業者からの報告については、事業者の協力を取りつつ、事務局として継続的に確認して参ろうと考えておりますが、事業者にはまずやれることをやってもらって、その段階で留まるのではないのだということを伝えたく存じます。徐々に階段を登っていくとともに、当然足元を見ながら進めていくことが大切になりますが、今のところ、事業者の姿勢が前向きですので、この状況を続けてもらいたいと考えております。

●松井委員 今回、稲荷町のパーキングがなくなったお蔭で、あそこに並ぶ車両というのはほぼ高島屋の駐車場へ入っていたというのが明らかになったわけです。ということは、高島屋としてコントロール可能な状態になっているわけですから、他の大型店舗がやっておられるように、「もう入れません」ということでどんどん隔地駐車場のほうへ流していくというのが本来の姿だと思うのです。ほかのところはそういうことをやっておられるのです。

前回の説明のときに、稲荷町は利用できませんというプラカードを揚げられているのは混乱を避ける意味ではいいのですが、本来、原則的にプラカードは「満車です」というプラカードだと思います。「満車です。御池へ行ってください」というプラカードを揚げるべきではないかと思うのです。おそらくほかの店舗であればそうされるであろう。そういうことを考えると付帯意見のところに「縮減」という現状を認めるような言葉が入らないほうがより望ましいのではないかと思うのです。しかも後ろのところに「望まれます」という言葉が書いてありますから、望むべきところは道路を駐車場にして使ってくれるなということであろうと思います。そういう点で縮減を望むのではなく、最後はやはり解消を望まないといけないのではないかと思います。

●事務局（高見課長） 本件に関します最終的な目標ということであれば、入庫待ちの解消が望まれるものであるのはたしかでございます。ただ、事務局から申しあげましたとおり、その第一歩としては、渋滞長の縮減に関する具体的なアクションであり、ご指摘のプラカードを掲

げる云々でございますので、そうしたことを含めまして現在のところ事務局レベルで事業者と具体的な対応について協議中でございます。事務局としましては、こうした現状を踏まえるのであれば、答申案のどの箇所に入れるかは別といたしまして、「入庫待ちの解消に向けた第一歩としての縮減の取組」という書きぶりではいかがかと存じます。細かな文言については市川会長と事務局で調整させていただければと考えますが、「解消に向けた」という一言を付帯意見に入れたいと存じます。よろしゅうございますか。

●松井委員 繰り返しになりますが、「入庫待ち車両の解消に向けた」はいかがでしょう。

●事務局（高見課長） 文章の最後は「望めます」という文言で結んでおり、まさに望むべき姿を示すということでございますので、「入庫待ち渋滞長の解消に向けた取組を実施することが望まれる」という書きぶりはいかがでしょう。

●松井委員 それで結構ですが、入庫待ち渋滞長という言葉があまりピンとこないので、「入庫待ち車両」のほうがよく使う言葉と思います。

●事務局（高見課長） ご指摘のとおり、最終的な姿、なるべき姿というものを解消という表現で文章中に入れさせていただきます。よろしゅうございますか。

●松井委員 はい。

●事務局 本日ご欠席の石原委員、山田委員、辻委員にも今回の事務局案について、事前にお示しをいたしまして、ご意見をいただいております。結論から申し上げますと、各委員の先生全員から事務局案でご賛同をいただいております。いただいた意見を取りまとめますと、『河原町通において交通渋滞が発生しているのは事実であり、そのことは高島屋としても理解しているとおりであります。そうした現実について全く触れないとすれば、現状をそのまま認定してしまうかのような印象を与えてしまうことになりかねず、望ましくないだろう。事業者がやろうとする姿勢を途切れさせないという意味においては、事務局案で差し支えない』、ということでした。ただし、定期的な報告を通じて、現状と事業者の取組みを確認していくことは必要であるという点で一致したご指摘をいただいております。

なお、事前にいただいたご意見につきましては、答申案の表現の仕方並びに事業者に対する提示の仕方についても、基本的なところにつきましてご理解いただいております。

今回のご議論を踏まえまして、事務局がこの場で再度考えました案を、今お諮りさせていただけるようであればお願いしたいと存じますが、市川会長、よろしゅうございますか。

●市川会長 どうぞ、ご披露してください。

●事務局 少し長くなって恐縮ですが、文章の区切りとして「歩くまち・京都」のところから申しあげます。

「「歩くまち・京都」の実現に向けたより積極的な取組として、公共交通機関の一層の利用促進による自動車利用の抑制に加え、駐車需要の分散化に向けた隔地駐車場の利用促進や、交通誘導の強化による入庫待ち車両の解消といった取組を実施することが望まれるとともに、今後の取組について定期的な状況報告が望まれます」ということで、いかがでございましょう。

●市川会長 改めて、ただいまの事務局の修正案でよろしいということでオーケーをいただければということになるのですが、再度確認のため、文言調整の考え方を説明願います。

●事務局 基本的に文言や表現の趣旨は変えずに、先ほど宇野委員からご指摘をいただいた内容を踏まえて、新たに文言を追加するという考え方でございます。今ご説明申し上げた案では、「渋滞長の縮減」という文言をやめて、「入庫待ち車両の解消」という文言に変えてはどうかというものです。これまでのご審議では、答申案そのものの作成趣旨はご理解いただいたかと存じますが、事業者に対する伝え方を踏まえた答申の表現についてご議論いただいたと考えました。

●市川会長 いかがでしょう。今、ご意見をいただきましたお二人の委員の先生方のご意見を取り込んだ形で修正をさせていただきました。

おおまかな修正の方向としてはただいまのような形にさせていただくとしまして、ほかにご意見はございますか。もし、ないようでしたら大筋、今読みあげていただきました形に修正をするということで、細かいところにつきましては私にご一任いただけますとありがたいと思います。事務局と調整のうえ、市長に答申するというようにさせていただけるとありがたいのですがいかがでしょうか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 それではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。

## 2 報告事項

●市川会長 次の議題に移ります。議題2「報告事項」について事務局から説明願います。

●事務局 それでは引き続きご説明申しあげます。資料をおめくりいただきまして4・5ページでございます。

これは毎回提出させていただいております「立地法に係る計画一覧」でございます。手続き中の届出案件と審議会の今後の審議予定を載せてございます。ちなみに今月の届出受理予定はございません。先ほど結審をいただきましたので、記載しております高島屋京都店の最終答申案の検討はなくなったということになります。

続きまして、席上配布の資料をご説明申しあげます。冒頭に申しあげました「大規模小売店舗立地法に基づく必要駐車台数の引下げ（案）に対する市民意見について」でございます。

前回の審議会でもご報告申しあげたところでございますが、今回立地法に基づきます必要駐車台数につきまして、京都市独自の取組といたしまして自動車分担率を実態調査に基づいて、そこまで下げても大丈夫ではないかという案を作成し、その案に対するパブリック・コメントの募集を先月の3月1日から3月31日まで実施いたしました。周知方法は、本市におきます各種窓口及び関係する各種機関にチラシを配布しております。結果としましては、応募者数は頭数でいいますと120名、意見数としては234件いただきました。

お手許の資料では、いただいた意見を全体の傾向ということで「肯定的意見」と「否定的意見」として簡潔にまとめるとともに、類似する意見を集約・整理して、それらに対する本市の考え方を表にまとめて掲載しております。お手許の資料は、最終的にホームページに掲載して結果報告をさせていただきますが、前回の審議会ですらに報告をさせていただきたい旨ご了承をいただきましたので、この場をお借りいたしましてご説明申しあげる次第です。

2の「御意見の主な内容」からご説明します。肯定的意見につきましては、「歩くまち・京都」を推進するうえでも引下げは進めるべきである、あるいは脱クルマ社会を目指してということからしますと、歩くことを中心とする暮らしへの転換ということで、買い物に行く際に公共交通の利用を促進する機会になるのではないかと、さらに環境に負荷の少ないまちづくりを進めるということでは、今回の取組は実施して問題はないのではないかと、さらに全国統一の基準によらず、地域ごとに事情に応じた基準を作成することはいいのではないかと、それから低炭素社会ということから考えた場合、車の利用についての取組に対して一定の評価ができるのではないかと、という内容をいただきました。

おめくりいただきまして否定的意見につきましては、駐車台数を引き下げると入庫待ちが増えるのではないかと。渋滞が増えて、CO<sub>2</sub>の排出も増加することが懸念されるのではないかと、さらに違法駐車を行う車が増える可能性がある、地域住民としては必ずしも諸手を挙げて賛成というわけにはいかないのではないかと。さらに今回、対象地域を限った話ではありますが、郊外周辺ということになった場合には明らかに車が必要なので、引き下げる必要はないのではないかと、という内容をいただいております。

今申しあげましたのは概略でございますが、改めて同様のご趣旨のご意見につきまして、番号を36まで付して表の形でとりまとめ、それらに対しまして本市の意見を付したものを整理

しております。

「寄せられた御意見」の1番目から8番目までにつきましては、新たな駐車場の取扱いには、当然それに伴う対策が必要であり、例えば点での対応には限界があるので、面として捉える、あるいはほかの規制も含めて考える必要がある、さらに小さな子どもに対する安全を考える必要がある、公共交通の利便性を考えた場合、地域特性をどう見ているのかというご意見があったとまとめております。

これらに対しまして本市の考え方といたしましては、「歩く」ということを市内交通のあり方の基本とした場合、それに見合った駐車場施策があることを前提として、実情を踏まえつつ総合交通戦略を進める関係各署とも連携して取り組むということで、商業振興の視点からだけでお答えできる内容ではないと考えましたので、取組む姿勢を示す形でまとめてございます。

さらに9番目の、経済の活性化とのバランスを考えるべきということでございますが、当然、社会状況、経済状況などの環境変化に応じました見直しは今後とも求められることになるかと考えますので、見直しを行うという答えをさせていただいております。

10番目から12番目までは、駐輪場に関する意見です。自転車に関しましては、本市では自転車に関する放置防止条例がございます。条例の趣旨を踏まえるとともに、来店者の交通アクセスの実態を踏まえた整備ということで、駐車場、駐輪場の両方をにらみながら事業者呼びかけていく必要があると考えております。さらに13番目から15番目までは、基本的には車を使わずに店舗に来られる方に対する誘引内容、すなわちインセンティブに関する取組ですが、公共交通機関利用促進の関係から、利用者へのインセンティブの付与等については、あくまでも事業者の集客活動、店舗の営業に関わってきますので本来は事業者の判断において行われるべきものでございますけれども、働きかけはしていきたいというまとめ方をしております。

16番目の子どもや高齢者に対する配慮の必要については、交通弱者に対して配慮するよう事業者に向けていきたいとし、17番目の駐車台数の減は在庫待ちの渋滞が増えて、ひいてはCO<sub>2</sub>の排出量が増加するという意見に対しては、18番目から19番目までの、違法駐車に対する懸念や各店舗による自主的な必要数の整備を求める意見と関連づけて、交通処理、交通安全の確保について配慮し、新たな交通負荷を回避して大店立地法の趣旨を踏まえた的確な運用をするよう事業者に向けていくとしております。商業振興課としましては、大店立地法に基づいた回答としてはこれが精一杯かと考えておりますが、同法の趣旨を踏まえた働きかけは続けていきたいと考えております。

20番目と21番目については、駐車台数の引下げをする店舗については渋滞が発生しないように、あるいは実効性についてはどうしていくのか、ということでございますが、大店立地法で許容される対応について可能な限りの配慮を求めていくとしており、22番目の障害者等のみを駐車場利用可とすべきであるに対しては、現在の駐車場をとりまく法体系の中では、利用者を限定した整備は難しいという考え方を記しております。23番目は、駐車台数に大きな影響を与える来店客数は一律に店舗面積で仮定するのではなく、業態別などの工夫ができないか

という指摘ですが、新たな課題が発生しないような運用を図ることとし、現行法に従った考え方のなかで、工夫できる部分については地域の実情に合った形を考えていきたいとしています。

25 番目は、商業施設をさらに集積してほしいというご意見ですが、従来どおり京都市独自の商業集積ガイドプランに従って進めてまいります。27 番目は、駐車場を減らす代わりに、店舗周辺の歩道拡幅などの環境整備に費用を回してもらうという意見ですが、まちづくりに対する意見として、関係する各部署との連携が求められる内容ですので、商業振興課の立場としては連絡を密にしつつ検討したいとしております。28 番目から 33 番目までの意見で示されている内容につきましては、何らかの形で事業者への働きかけや促しはして参りたいと存じます。

最後でございますが 35 番目と 36 番目は、電気自動車についてのご意見でございました。今回の意見募集に照らして言えば、肯定的意見なのか、否定的意見なのか判断が難しいところではありますが、地球温暖化対策の観点から進めてほしいという考えでございますので、利用促進という面から事業者への働きかけはやぶさかではないという示し方をしております。

否定的なご意見もございましたものの、全体としては「やってみたらどうか、ただし、当然状況が変われば見直しも含めた対応をする」ということでご理解が得られたと考えましたので、今回の運用基準を実施させていただき、必要な対応をさせていただきたいと考えた次第です。

少し長くなりましたが、パブリック・コメントの結果報告は以上でございます。

●市川会長 ただいまの事務局からの報告につきまして何かご質問等ございますか。ございませんようでしたら次の議題に移ります。

### 3 その他

●市川会長 議題 3 「その他」です。特に何かございましたらご発言をお願いいたします。

●事務局（高見課長） 事務局でございます。京都商工会議所からのご推薦をいただきまして、商業者としての立場からご意見を賜ってまいりました早瀬委員が、今月で退任をされることになりました。ご報告が遅れて申し訳ございません。つきましては会長のお許しがいただけるのであれば、早瀬委員からお言葉を賜りたいと思いますがよろしいでしょうか。

●市川会長 どうぞ。

●早瀬委員 商店連盟の市内各商店街の会長という立場よりも、京都会議所の常議員ということで今までご協力させていただきました。実を言いますと、昨年 11 月に改選がございまして、現在では京都商工会議所の名誉議員という称号を頂戴いたしております。本来であれば、後任に審議会委員の席を譲るところでしたが、半年延びまして今月で退任させていただくというこ

とになりました。私の後任の委員につきましては、委員先生方のご指導の下、今後とも温かくおつき合いをしてやっていただきたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。

●市川会長 それでは本日の審議会を終了したいと思います。事務局から事務連絡等があればお願いいたします。

●事務局（高見課長） 今回の審議会におきまして案件はすべて結審したことになります。先日ご照会させていただきました5月の審議会につきましては審議案件なしということですので、休会にさせていただきたいと考えてございます。その後の日程調整につきましては改めてご照会とご案内をさせていただきたいと思いますので、ご出席のほどよろしくをお願いいたします。事務局からは以上でございます。

●市川会長 ただいまご案内がございましたように、5月審議会は案件なしということで休会となります。その後の審議会等の案内につきましては、別途事務局から連絡をさせていただくことになります。

なお、次回審議会において、特に非公開とすべき部分もないように思われますので公開としたいと思います。また、次回審議会での出席機関についても従来どおり、指針の項目と関係の深い機関に出席をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

——（委員了承）——

●市川会長 ありがとうございます。それでは特にご異議もないようですので、次回の審議会も公開とさせていただきます。出席機関につきましても事務局より関係機関の出席を求めてまいります。

## 閉 会

●市川会長 それでは、これで第115回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。長時間ありがとうございました。